



せいかつ ほ ご 生活保護のしおり



せいかつ ほ ご せいど
この「しおり」は生活保護の制度について
せつめい
説明したものです。

わからないことや、そうだん
相談のあるかたは
きがる かいふくしまどぐち せいかつしえんか およ
お気軽にアオーレ1階福祉窓口（生活支援課）及び
かくしよちいきしんこう しみんせいかつか こえ
各支所地域振興・市民生活課までお声がけください。

でんわ と あ かのう
また、電話によるお問い合わせも可能です。

ながおか ししゃかいふくしじむしょ
長岡市社会福祉事務所

ながおかしやくしよ せいかつしえんか そうだんだいいちかかり そうだんだいにかかり
(長岡市役所 生活支援課 相談第一係・相談第二係)

せいかつほご 生活保護について

せいかつほご ○生活保護とは

ねんきん きゅうよ しゅうにゅう くに きじゆん さいていせいかつひ したまわ せたい じぶん しさん
年金や給与などの収入が国の基準による「最低生活費」を下回る世帯で、自分の資産や
のうりょく せいで かつよう せいかつ いじ せたい たい くに
能力、さまざまな制度を活用しても生活を維持することができない世帯に対して、国が
けんこう ぶんかてき さいていげんどう せいかつ ほしやう にほんこくけんぽうだい じやう せいかつほごほう さいだ
「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する、日本国憲法第25条や生活保護法で定めら
れている制度です。

せいかつほご もくてき ○生活保護の目的

せいかつほご しさん のうりょく かつよう せいかつ こま たい こんきゅうじやうたい おう
生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困るすべてのかたに対し、困窮状態に感じ
ひつよう ほご おこな せいかつ ほしやう じりつ せいかつ おく しえん
て必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、自立した生活が送れるよう支援する
ことを目的とします。

せいかつほご りやう なが 生活保護利用までの流れ

さまざまな理由で、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そんな時には、福
しじむしょ いちど せいかつほご りやう せいかつほご りやう
祉事務所に一度ご相談ください。生活保護の利用だけでなく、そのかたがたの問題解消の
ため、ご協力いたします。

なお、生活保護の利用の際には以下の手続きを経ることとなります。



① そうだん 相談



ふくしじむしょ そうだん こま ないよう
福祉事務所に相談し、お困りの内容
ご相談ください。

② しんせい 申請



せいかつほご しんせい いし せいかつほご りやう
生活保護の申請意思のあるかたは、生活保護を利用するための
しんせいしよるい ていしゆつ
申請書類を提出します。



③ ちょうさ 調査



せいかつほご しんせい ちょうさいん せいかつじやうきやう
生活保護の申請をされますと、調査員が生活状況、
しきんじやうきやう ちょうさ ちょうさ けっか せいかつほご
資産状況などを調査します。調査の結果、生活保護
が利用できるかどうかを審査します。



④ りやうかいし 利用開始



せいかつほご りやう けつてい ほごひ しきゆう はじ
生活保護の利用が決定したら、保護費の支給が始まります。
また、ケースワーカーによる自立に向けた支援が開始されます。

それでは、上記 ① ~ ④ の流れに沿って説明していきます。

① 相談 (生活にお困りになったら・・・)



生活せいかつにお困こまっている、生活保護せいかつほごを利用りようしたいと思おもったら福祉事務所ふくしじむしょに相談そうだんしましょう。相談そうだん時には、生活状況せいかつじょうきょうや資産状況しさんじょうきょう、ご親族しんぞくとの交流状況こうりゅうじょうきょうなどを確認かくにんさせていただきます。プライベートな部分ぷらふいともあるため、お話しおなしは可能な範囲かのうはんいで構かまいません。お気軽きがるにご相談そうだんください。相談そうだんの中で、生活保護せいかつほごの制度せいどについて詳しく説明せつめいを聞き、生活保護せいかつほごの利用りようが必要な場合ひつようばあいには申請しんせいをしてください。また、来所らいしょだけでなく、電話でんわでの相談そうだんもできます。

② 申請 (意思があればどなたでも)

生活保護せいかつほごの利用りようには、本人ほんにんの意思いしで申請しんせいすることが必要ひつようです。生活保護せいかつほごの申請しんせいは、福祉事務所ふくしじむしょへ申請書類しんせいしゅるいを提出ていしゅつします。福祉事務所ふくしじむしょに申請書類しんせいしゅるいがありますので、お受け取りうけとりいただき、記入きじゅうしてください。また申請しんせいに伴い、調査ちようさに必要な書類しゅるいや資産状況しさんじょうきょうを確認かくにんできる資料しりょうなどを求めるもとめることがあります。

なお、何らかの事情なんじじょうで本人ほんにんが申請しんせいできないときは、親族しんぞくなどが代理だいいで申請しんせいすることもできます。

※明らかに窮迫きゆうぱくした状況じょうきょうにあるときは、本人ほんにんからの申請しんせいがなくても、福祉事務所ふくしじむしょが職権しょくけん (職員しょくいんの判断はんぱん) で生活保護せいかつほごを開始かいしする場合があります。

③ 調査 (調査内容と制度について)

ここでは生活保護せいかつほごの決定けつていに関わるものについて説明せつめいしていきます。

●生活保護と資産の関係

生活保護せいかつほごの申請しんせいをされますと、銀行ぎんこうや生命保険会社せいめいほけんがいしゃなどに資産調査しさんちようさを行います。預貯金よちぎん、生命保険せいめいほけん、土地家屋とちかおく、自動車じどうしゃ、高価な貴金属こうかききんぞくなど活用かつようが可能な資産しさんがある場合ばあいには、その資産しさんを売却ばいきやくして最低生活費さいていせいかつひに充てていただくことがあります。ただし、居住中の不動産きょじゅうちゆうふどうさんは原則げんそくとして保有ほゆうが認められますし、個別の事情こべつじじょうによっては、自動車じどうしゃやオートバイおとばいの保有ほゆうが認められる場合がありますので、ご相談そうだんください。



●能力の活用

働ける能力のうりょくのあるかたは、その能力のうりょくに応じて働く必要ひつようがあります。ただし、病気びょうきや障害しょうがい、その他の理由たりのりゆうで働けないかたは、その問題解決もんだいかいけつを優先ゆうせんします。



ふようぎむ
●扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のあるかたから援助を受けることができる場合は受けてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助（金銭的支援のほか、定期的な訪問などの精神的支援を含む）を行うものであり、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということにはなりません。

またDV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合には、親族への照会を見合わせることもあるため、事前にご相談ください。



せいで かつよう
●ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、そちらを優先して活用していただきます。

助成金

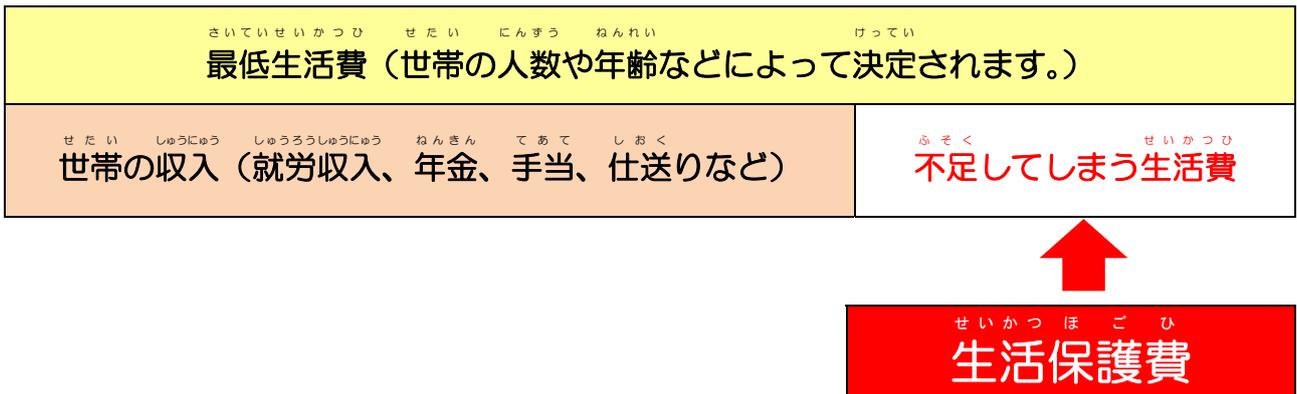


せいかつ ほご
●生活保護のしくみ

さまざまな調査をしたあと、生活保護の利用がどうかの審査を行います。審査にあたっては、生活費や住居費、医療費などで算定される最低生活費（世帯単位）と世帯の収入（給料、各種手当、養育費なども含みます。）を比較して判定します。

下図のように、最低生活費に対し、世帯の収入が不足する場合は生活保護を利用し、不足部分を補います。自分で得ることができる収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

（例）



※保護費は、世帯員の年齢や人数、その他の収入額、冬季の暖房費、家賃額などで決定されますので、常に一定ではありません。

けっかつうち
●結果通知

以上のような調査が行われ、申請した日から原則として14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に生活保護の利用がどうかの結果が通知されます。

④ 利用開始(生活保護が始まったら・・・)

生活保護の利用が決定したかたには、担当するケースワーカーが自立に向けた支援を行っています。

●生活保護の種類

生活保護を利用するかたは、生活上の必要に応じて、次に掲げる扶助を受けられます。

①生活扶助

衣食、光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用が個人の年齢、世帯の人数などで算定されます。



②住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用が定められた限度額内で支給されます。

※公営住宅の家賃については、原則として市が直接納付します。



③教育扶助



子どもが義務教育を受けるための学用品、給食費など最低限必要な経費が支給されます。

⑤介護扶助

介護認定を受けているかたが、介護サービスを受ける際の1割の自己負担分が支給されます。

こちらも現物支給となるため自己負担が発生しません。介護サービス(住宅改修、福祉用具購入を含む)の利用希望がある場合には福祉事務所へご相談ください。



⑥出産扶助

出産にかかる費用について、限度額内で支給されます。



⑦生業扶助



高等学校にかかる費用や就職するために必要となる技能、資格習得にかかる費用が支給されます。

④医療扶助

医療費は現物支給となるため、健康保険適用内のものは、自己負担が発生しません。

また、治療材料や施術なども要件にあてはまる場合に、支給可能なものもあります。



⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際に必要な葬儀費用などについて、限度額内で支給されます。



ほごひ しきゅうほうほう ○保護費の支給方法

① 毎月の保護費

保護費は、原則として毎月3日(3日)が土日、祝日に当たる場合は、その直前の平日)に指定の金融機関へ振り込みを行います。



② 臨時の保護費

アパートの契約更新料や通学定期代など、臨時で必要となる一時的な保護費については、翌月分の保護費に合わせて支給するか、臨時的に支給することもできます。

● 生活保護を利用するかたの権利

生活保護を利用するかたには、次のような権利が保障されます。

1. 条件を満たせば、すべてのかたが平等に生活保護を利用できます。
2. 正当な理由なく、保護費の減少や生活保護を利用できなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、その決定を知った日の翌日から起算して、3か月以内に県知事に対して、審査請求することができます。

● 生活保護を利用するかたの義務

1. 生活向上に向けた努力をする

働けるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めてください。

病気やけがで働けないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。



2. 保護費を支給目的のために使う

住宅の家賃、給食費や教材費などの学納金は、それぞれの使途のために支給しているものですので、滞納などがないようにしてください。家賃や学校給食費などを滞納された場合は、代理納付として福祉事務所が債権者に直接振込を行うことがあります。



3. ケースワーカーの指示に従う

ケースワーカーから、生活保護の目的の達成に必要な指示や指導を受けたときは、これに従わなければならない。

とど で ひつよう
●届け出が必要なもの

生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要があるため、必ず報告をしてください。

世帯状況に変化があったとき（例）

- ・住所が変わるとき（転居などについては必ず事前に相談をしてください）
- ・家族に変化があったとき
（出生・死亡・転入転出・入退学・休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・就職や離職をしたとき
- ・健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・家賃・地代が変更されるとき
- ・その他生活状況に大きな変化があったとき



収入に変化があったとき（例）

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき
- ・年金などの公的手当があったとき
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき
- ・債務整理（個人の借金を整理すること）による過払金があったとき
- ・不動産など資産の売却益があったとき
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき

※上記は一例です。あらゆる収入の申告が必要です。



収入申告を適正に行えば、次のような控除※や、収入として認定しない取扱いができることがあります。

※控除→収入から除かれる（差し引かれる）ことです。控除された分は手元に残ることになります。

就労収入に対する控除	
①基礎控除	就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
②20歳未満控除	20歳未満の方が就労した場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
③その他の必要経費	社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入	
高校生のアルバイト収入のうち、授業料の不足分や修学旅行費、学習塾代、大学、専門学校の入学金など早期自立に充てられると認められたものは、収入として認定しない取扱いができます。	

※その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、収入として認定しない取扱いができる場合がありますので、申告するときにご相談ください。

ちくたんとういん
○地区担当員（ケースワーカー）

ちくたんとういん せいかつほごりょう こま かいけつじりつ
地区担当員（ケースワーカー）とは、生活保護を利用するかたの困っていることの解決や自立
めざうえ いっしょかんが てだす もの
を目指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。

ちくたんとういん せいかつじょうきょう かくにん そうだん おう ていきてきす ほうもん
また、地区担当員は生活状況の確認や、相談に応じるために定期的にお住まいを訪問します。
なに せいかつじょう もんだい えんりよ そうだん こじん ひみつ かた まも あんしん
何か生活上の問題があれば、遠慮なくご相談ください。個人の秘密は固く守りますのでご安心
ください。



みんせいいいん じどういいん
○民生委員・児童委員



かくちいき せいかつ こま かた みまも そうだん の みんせいいいん じどういいん
各地域には生活に困っている方の見守りや相談に乗ってくれる民生委員・児童委員がいます。
ふくしじむしょ きょうりょくかんけい ちか みんせいいいん じどういいん そうだん
福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生委員・児童委員にもご相談ください。

と あ さき
問い合わせ先

げつ きん しゅくじつ
月～金（祝日除く）
8:30～17:15

ししよ ふくしまどぐちはん たんとう
※支所は福祉窓口班が担当です

生活支援課
相談第一係・相談第二係

長岡市大手通1丁目4番地10
TEL 39-2338
FAX 39-2256

中之島支所
地域振興・市民生活課

長岡市中之島788番地
TEL 61-2015
FAX 61-2030

越路支所
地域振興・市民生活課

長岡市浦715番地
TEL 92-5906
FAX 92-5930

三島支所
地域振興・市民生活課

長岡市上岩井1261番地1
TEL 42-2246
FAX 42-2154

山古志支所
地域振興・市民生活課

長岡市山古志竹沢乙461番地
TEL 59-2333
FAX 59-2331

小国支所
地域振興・市民生活課

長岡市小国町法坂793番地
TEL 95-5900
FAX 95-5914

和島支所
地域振興・市民生活課

長岡市小島谷3434番地4
TEL 74-3113
FAX 74-3500

寺泊支所
地域振興・市民生活課

長岡市寺泊鳥帽子平1977番地8
TEL 75-3113
FAX 75-2238

栃尾支所
地域振興・市民生活課

長岡市中央公園1番36号
TEL 52-2157
FAX 52-3990

与板支所
地域振興・市民生活課

長岡市与板町与板甲134番地
TEL 44-0063
FAX 72-3331

川口支所
地域振興・市民生活課

長岡市東川口1974番地26
TEL 89-3112
FAX 89-3430